

島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金
公募要領

島根県商工労働部中小企業課

1. 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金
(以下「補助金」といいます。)について

本補助金は、エネルギー価格高騰の影響を受けている県内の飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、エネルギーコスト削減を図るための取組に係る経費の一部を補助することにより、中小企業の経営を支援することを目的とします。

2. 補助事業の対象者

次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とします。

- (1) 県内に主たる事業所を有し、飲食・商業・サービス業等を現に営んでいること。
- (2) 次に掲げるみなし大企業でないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。以下同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数若しくは出資価格の総額3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額をアからウに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ アからウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (3) エネルギー価格高騰の影響を受けていること。
- (4) 島根県税の滞納がないこと。
- (5) 同一の事業において、国又は県の他の補助金等の交付を受けた中小企業者等でないこと。
- (6) 令和8年2月以降に飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定を受けていないこと。ただし、事業の中止又は廃止の承認を受けたもの及び交付決定の取消を受けたものを除く。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する中小企業者等でないこと。
- (8) 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う中小企業者等でないこと。
- (9) 補助事業について、商工会議所、商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会又は公益財団法人しまね産業振興財団（以下「支援機関」とい

う。)による支援を受けて実施すること。

3. 補助対象事業、補助対象経費、補助対象期間、補助率及び補助限度額

補助対象事業	補助対象事業者が、県内の飲食・商業・サービス業等に係る主たる事業所等で行う、エネルギーコストを削減するための、省エネルギー・省資源に資する設備等の更新又は機器等を導入する事業であって、以下のすべての要件を満たすものであること。 (1) 設備等の更新又は機器等の導入によって、対象事業所のエネルギーコストが削減できることを客観的に示すことができるものであること。 (2) 単価 10 万円（附帯工事費を含み、消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の設備等の更新又は機器等の導入であること。 (3) 設備等の更新にあつては、既存設備等と同一の用途での更新であつて、既存設備等の撤去・廃棄又は売却、譲渡（以下、「撤去・廃棄等」という。）を行うものであること。
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要となる以下の経費 (1) 設備等又は機器等の購入費。（附帯工事費を含む） (2) 設備等の更新に伴う既存設備等の撤去・廃棄に係る費用。
補助対象期間	補助事業の交付決定の日から令和 8 年 11 月 30 日まで ただし、補助事業者の責によらないやむを得ない事情がある場合は、令和 9 年 6 月 30 日まで。
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内。ただし、新型コロナウイルス感染症関連融資又は当該融資の借り換え融資を利用している場合は 2 / 3 以内とする。 ※対象となる融資は都道府県又は政府系金融機関の制度融資。 ※千円未満の端数は切り捨てとする。
補助限度額	上限 3,000 千円 下限 200 千円
その他	・ 本補助金の交付は 1 事業者あたり 1 回限りとする。 ・ 令和 7 年 10 月 7 日以前に本事業の申請を行い、活用した企業等については、1 回に限り再度の申請を可とする。 ・ 過去に本事業を活用して導入した設備又は機器等の更新は原則として認めない。 ・ 現状よりもエネルギーコスト削減に繋がり、かつ、固定資産として計上できる基幹部品やユニットの更新であれば、新規設備の導入に限らず、既存設備の一部更新も本事業の対象となる場合がある。申請を検討する場合は、必ず事前に相談を行うこと。

4. 公募期間

以下のとおり、8回の公募を予定しています。ただし、予算の状況により変更となる場合がありますので、申請前に島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金業務事務局（以下「事務局」といいます。）のホームページをご確認ください。

第1回	令和8年	2月10日（火）	～	令和8年	2月24日（火）
第2回	令和8年	2月25日（水）	～	令和8年	3月16日（月）
第3回	令和8年	3月17日（火）	～	令和8年	4月 3日（金）
第4回	令和8年	4月 4日（土）	～	令和8年	4月21日（火）
第5回	令和8年	4月22日（水）	～	令和8年	5月11日（月）
第6回	令和8年	5月12日（火）	～	令和8年	5月29日（金）
第7回	令和8年	7月 7日（火）	～	令和8年	7月24日（金）
第8回	令和8年	7月25日（土）	～	令和8年	8月12日（水）

5. 申請書提出先

支援機関に提出してください。

【支援機関】

- ・最寄りの商工会議所、商工会
- ・島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団

——詳しくは「利用の手引き」を参照——

6. 提出方法

8の申請書類により必要書類を作成し、

- ・電子メール
- ・郵送
- ・持参

のいずれかの方法により支援機関へ提出してください。

ただし、郵送又は持参のいずれかの方法による場合も必要書類①～⑥を作成した指定の Excel 様式のデータについては必ず電子メールでも併せて提出してください。

電子メールによる場合は、指定の Excel 様式以外は PDF により提出してください。

7. 提出期限

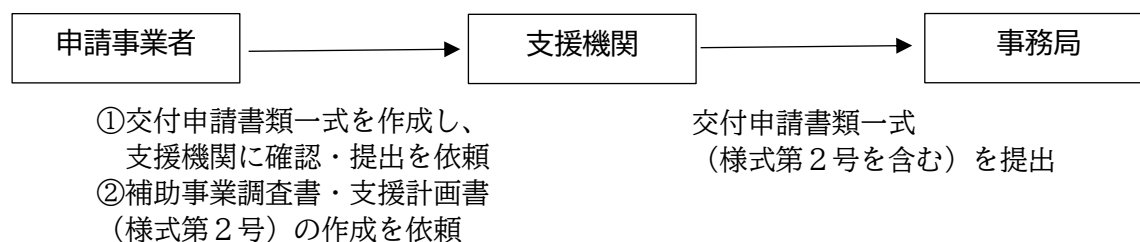
各公募期間の末日の17時必着です。

6のただし書きにより電子メールでも併せて提出する場合は、電子メールでの提出と郵送又は持参による提出のいずれも提出期限までに提出してください。

【支援機関の皆さま】

提出を受けた申請書類を確認後、支援計画書（様式第2号）を作成の上、各公募期間の締め切り後、概ね2週間以内に事務局まで申請書類を提出してください。

【申請の流れ】



8. 申請書類

申請書類等は以下の表に基づき、作成してください。

郵送又は持参の場合は、A4片面で印刷し、ホチキス止めはせずに提出してください。

提出の際は、必ず様式内にあるチェックリストにより確認を行ってください。

様式及びチェックリストは事務局のホームページ（以下のURL）から最新のものをダウンロードしてご使用ください。

<https://www.chusho-r7hosei-enecos.pref.shimane.lg.jp>

	必要書類	備考
指定のExcel様式	①交付申請書	・ 交付要綱様式第1号に、誓約書（様式第1号（別紙））を添付してください。 ・ 郵送又は持参により提出する場合も指定のExcel様式は支援機関に電子メールで提出してください。
	②「事業計画①」 【事業概要】	・ 色のついていないセルのみ入力してください。 ・ その他のセルは他のシートから転記されます。
	③「事業計画②」 【直近の決算等におけるエネルギーコストの状況の明細書】	・ 決算書から金額を転記してください。
	④「事業計画③」 【更新・導入する設備・機器及び光熱費・燃料費年間削減額の明細】	・ 見積書、エビデンスから日付・金額等を転記してください。
	⑤「事業計画④」 【導入効果と経営への影響】	・ 用途及び効果・特徴を簡潔に記入してください
	⑥振込口座登録届出書	・ 共通項目から転記されます。
	⑦交付申請時のチェックリスト	・ 施工業者等のチェック欄と申請者のチ

		エック欄があります。 ・内容を確認しながら、必要な項目すべてにチェック（☑）を入れてください。
	⑧補助事業調査書・支援計画書（様式第2号）	・支援機関で作成してください。
	⑨対象設備の光熱費・燃料費の年間削減額のエビデンス 仕様書、カタログ等	・指定の Excel 様式又は任意様式を提出してください。
	⑩見積書等の写し	・原則として2社以上から見積書を徴取する必要がありますが、やむを得ず2社以上から徴取できない場合は、その理由をチェックリストに記載してください。
	⑪事業実施前の写真	
	⑫事業に使用する許認可等の写し	・補助事業の対象が事業に使用する許認可等の確認が必要な車両等の場合に必要となります。
	⑬直近2期分の決算書（税務署提出用）の写し	○法人 表紙、貸借対照表、損益計算書、原価報告書、販管費、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ○個人 〔白色申告の場合〕 申告書第一表、第二表及び収支内訳書の1～2ページ 〔青色申告の場合〕申告書第一表、第二表及び所得税青色申告決算書の1～4ページ ※収支内訳書の2ページ又は所得税青色申告決算書の3ページの「減価償却費の計算」の明細を別紙で示している場合はその別紙も添付してください。 【開業2年未満の場合】 (1)開業1年未満の場合は、1年目の試算表を提出してください。 (2)開業1年以上2年未満の場合は、1年目の決算書の写し及び2年目の試算表を提出してください。
	⑭島根県の県税納税証明書	・発行後3か月以内のものとしてください。 ・「全税目について、未納の徴取金がない」

	いこと」を証明する納税証明書を取得してください。 ・写しも可とします。 ※取得窓口は下記 URL 参照。 https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/nozei_syomei/nouzeisyoumei.html
⑭通帳の写し	・補助金の振込先口座を確認するものです。共通項目に口座情報を転記してください。 ・口座名義、口座番号、カナ名義が確認できる箇所が異なるページの場合は、それぞれのページを片面印刷でコピー又はスキャンして添付してください。
⑮新型コロナウイルス感染症関連融資の残高を証明する書類	・補助率 2 / 3 を希望する場合に提出してください。 ・残高証明や償還表など、申請者と借入者が同一であること及び申請時点で融資残高があることがわかる書類を提出してください。 ・写しも可とします。 ・借り換え融資や融資名称等が判別できない資料の場合、支援機関又は金融機関による確認書を添付してください。 ・対象となる融資は都道府県又は政府系金融機関の制度融資です。

※提出された書類は、返却できません。写しを取るなどして、必ず控えを手元に保管してください。

※提出された書類は、本事業の審査や補助金の交付以外には使用しません。

※申請後に、別途書類の提出を求める場合があります。

9. 審査

県が、次の審査基準に従って審査を行い、予算の範囲内で対象事業者を決定します。

審査結果は書面で通知します。審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには応じられませんので、ご承知おき願います。

なお、採択となった場合であっても、交付決定日以前に発注や契約など、事業への着手が行われたものは補助金の対象と認められませんのでご注意ください。

【審査基準】

ア エネルギー価格高騰による経営への影響度

イ 本事業によるエネルギーコストの削減効果

ウ 補助事業の実施が確実である等、事業内容の熟度が高いこと。

エ 補助事業の実施に当たり、経営・生産体制が整っていること。

オ 補助事業者が補助事業の実施に当たり、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

10. 公表

採択された事業については、事業者、事業名、事業概要等を公表することがあります。

11. その他

- ・ 補助金の詳細については、必ず補助金交付要綱、補助金実施要領及び利用の手引きをご確認ください。下記URLで公開しています。

<https://www.chusho-r7hosei-enecos.pref.shimane.lg.jp>

12. 相談・お問い合わせ先

■支援機関（書類提出先）

<商工会議所>

松 江（ビジネス支援部） 0852-32-0507	浜 田（経営支援課） 0855-22-3025	出 雲（経営支援課） 0853-25-3710
平 田（経営支援課） 0853-63-3211	益 田（中小企業相談所） 0856-22-0088	大 田（経営支援課） 0854-82-0765
安 来（中小企業相談所） 0854-22-2380	江 津（経営支援課） 0855-52-2268	

<商工会>

まつえ北 0852-82-2266	まつえ南 0852-66-0861	東出雲町 0852-52-2344
安来市 0854-32-2155	雲南市 0854-45-2405	奥出雲町 0854-54-0158
飯南町 0854-76-2118	斐川町 0853-72-0674	出 雲 0853-53-2558
銀の道 0855-65-1110	川本町 0855-72-0123	美郷町 0855-75-0805
邑南町 0855-95-0278	桜江町 0855-92-1331	石 央 0855-42-0070
美 濃 0856-52-2537	津和野町 0856-72-3131	吉賀町 0856-77-1255
隠岐の島町 08512-2-1157	隠岐国 08514-2-0376	西ノ島町 08514-6-1021

（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

島根県商工会連合会 0852-21-0651（本所 経営支援課）、0855-22-3590（石見事務所）

島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809（代表）

公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部 経営支援課）
0855-24-9301（石見事務所）

■事務局・コールセンター

	所在地	電話
島根県飲食・商業・サービス業等 エネルギーコスト削減対策緊急 支援事業事務局	〒690-0015 島根県松江市上乃木 6-1-21 （JAしまね中原店2階）	0120-021-866 電話受付時間 9：00～17：00（土日祝日除く）